

2026年3月12日

石油精製業者等 各位

資源エネルギー庁 資源・燃料部  
部長 和久田 肇

石油備蓄法に基づく対応に関する御協力について（依頼）

現下のイラン情勢を踏まえ、我が国のエネルギー安定供給確保に万全を期すため、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「石油備蓄法」という。）に基づき、石油備蓄を活用することとします。具体的には、次のとおりです。

1. 石油基準備蓄量の減少

石油備蓄法第7条第3項の規定に基づき、令和8年3月16日にも、民間備蓄義務日数を70日から55日に15日分引き下げる方針。

2. 国家石油備蓄の譲渡し

石油備蓄法第31条の規定に基づき、当面1ヶ月分の国家石油備蓄を譲り渡す方針。

本措置は、石油備蓄法の目的である「我が国への石油の供給が不足する事態（略）が生じた場合において石油の安定的な供給を確保」するために実施するものであり、一時的に各社の供給力が増加することとなります。

各社においては、本措置の趣旨を御理解いただき、石油備蓄を国内における石油の安定供給の確保に資する形で活用いただくよう、お願いいたします。

また、備蓄石油の活用のあり方について、資源エネルギー庁によるモニタリング調査を実施いたしますので、回答にご協力いただきたく、よろしくお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料供給基盤整備課 : 03-3501-1993